

《講演》

現代アジアの人権観について

——日本・韓国・中国における法文化の相対性——

札幌学院大学法学部教授

鈴木敬夫

目次

はじめに

I. 序に代えて

(1) 法の歴史的風土性

(2) 奴隷をめぐるアリストテレスと孔子

II. 日本人の人権観——あまりにも日本民族中心的な二〇〇年

(1) おとぎばなし『桃太郎』が指さす彼方

(2) 植民地台湾における「匪徒刑罰令」

(3) マイノリティへの同化の強要

1. 「北海道旧土人保護法」下のアイヌ民族

2. アイヌ民族の文化享有権……「風谷ダム訴訟」勝訴の意義……

III. 韓国人の良心的抵抗

(1) 憲法前文にみる「三・一独立宣言」の精神

(2) 治安維持法下における尹東柱の詩集『風と空と星と詩』

IV. 中国の超個人主義と人権

(1) 「死緩刑」、執行猶予二年つき死刑判決の意味

(2) 死刑囚からの臓器移植

V. むすび——不寛容なものへの挑戦

はじめに

ただいまご紹介をいただきました札幌学院大学法学部の鈴木敬夫です。本日は、今年の四月から京都学園大学法学部とわたくしどもの法学部との間で「単位互換協定」が締結されたことが縁で、ご当地を代表する名門大学で講演ができますことを大変光栄に思います。協定が締結されるに至るまでの経緯におきまして、学長の傳田功先生をはじめ、とくに法学部長の立石雅彦先生、法学部の川本哲郎先生、波多野敏先生ほかの心暖かいご支援とお導きがありました。このことについて講演のはじめに、札幌学院大学法学部を代表して心から感謝を申し上げます。また拙い講演にさいして、お手元に講演のレジュメと若干の資料をお配りいたしました。この資料の作成にあたり、法学部の小川正雄先生のお手を煩わしました。ありがとうございました。

I. 序に代えて

さて、今年は「世界人権宣言」五〇周年記念の年でもあります。そこで、この人権に関して、今日のアジアにおける人権問題の側面についてお話を申し上げます。アジアの人権問題に関しては多くの研究がみられますが、アジアという領域は余りにも広く、全部をカバーすることは困難ですので、東アジア、それも近隣の中国と韓国に絞って、日本の人権問題を含めて若干の課題を指摘したいと思えます。中国には、社会主義を掲げる大陸と、孫文を建国の父

と仰ぐ台湾（中華民国とも呼ばれています）があります。

(1) 法の歴史的風土性

わたくしは学部と大学院で「法哲学」を講義しております。その研究の必要から、韓国の代表的な法哲学者、李恒寧（リーハンニョン、Lee Hangnyong, 1915-）博士の『法哲学概論』を翻訳し出版いたしました。⁽¹⁾ この書物の特色は、法哲学では「事物の本性」の問題、⁽²⁾つまり「法の歴史的風土性」を体系的に展開していることにあります。この書物の中で李恒寧教授は、あらゆる国の法律は、その地域の風土、習慣、宗教、伝統や歴史など、このようなものの影響を受けて育まれた固有で多様な文化を形成している、と繰り返し述べております。この理論は風土的自然法論ないし類型的世界法論として広く支持されております。『法哲学概論』では、世界は東方社会、中方社会、西方社会に区分され、中国、韓国、日本などは、東アジアの気候風土の下で、つまり農耕社会を基礎とし、仏教と儒教の長い歴史に支えられて栄えた文化圏に位置づけられております。したがって、その意味から考えますと、東アジアの法文化は、西方社会のギリシャ哲学やキリスト教の影響を受けたヨーロッパの文化圏と異なる独自のもので、相互に法文化の相対性をもっていると言うことができます。

(2) 奴隷制度をめぐるアリストテレスと孔子

ところが、どうしたことか本日の課題の《人権》について議論するさい、誰が言うともなくアジアに比べてヨーロッパの人権感覚、人権意識の方が優れている、と言うことになってしまいます。事実、現代のアジア社会で起きている諸問題をみますと、そうした指摘は当たっていることが多いのです。しかし古い時代では、むしろアジアの人権意

識の方が進んでいたのではないかと思えます。はじめに、奴隷制度をめぐるアリストテレス (Aristoteles) と孔子の考え方の相違をご紹介します。

ご承知のとおり、アリストテレスはギリシャにおいて紀元前三〇〇年代に活躍した哲学者です。彼が最高善を掲げ正義と友愛を重視して、「人間は社会的動物である」と言ったことは、余りにも有名です。しかし、アリストテレスは奴隷制度を前提とした国家ないし政治体制を考えていたようです。彼の主著『政治学』で「奴隷は生きた財産である」と言っております。これに対して、儒教の教典と言われる『論語』を著した孔子は、紀元前四〇〇年代に活躍した哲学者ですが、「始作俑者、其無後乎」(始めて俑を作れる者は、其れ後「末裔」無からん)と述べて、「俑」という人型を作って皇帝と共に埋葬すること自体をひどく憤り、これを非難しております。⁽³⁾ 古代中国では、皇帝が死亡すると、その墓を警護させ、同時に死後の世界においても家来として仕えるように生きた兵士、奴隷、家畜を埋葬する風習がありました。次第に生きた兵士や奴隷などに代えて人型が用いられるようになりました。孔子は生身の奴隷はもとより、その人型すなわち「俑」を作って皇帝の墓に埋葬するという考え方それ自体を否定しているわけです。孔子にとって「俑」は奴隷の人格を否認するシンボルであったのです。したがって、人の人格の尊厳を否認する「俑」を作るような者は末代までその子孫は繁栄しないだろう、と言って叱っているのです。

「俑」がどのような物であったかは、一九七四年に中国の西安で発掘された秦始皇帝の「兵馬俑」、これは世界文化遺産の一つに数えられているものですが、八、〇〇〇体にも及ぶ兵士と馬の土像を思い出してくださいと思います。古代エジプトにおきましても同じような風習が残っていたことが考古学で明らかにされています。

こうして古い時代を比較しますと、アテネの民主政治の基礎が奴隷制社会であったことを思うと、確かに古代中国は古代ギリシャよりも進んだ人間の尊厳ないし人格の尊重という思想が芽生えていたのではないかと思われるのです。

“備”を否定した孔子の思想をみる限りはです。

李恒寧教授の説く「法の歴史的風土性」からみると、アジアの東方社会は儒教や仏教の影響を受けた法文化であり、ヨーロッパの西方社会はキリスト教の影響を受けた法文化であって、それぞれが相互に異なった永い歴史の下で育まれ、ともに優劣をつけることのできない相対的で固有な文化圏を形成して、今日に至っているということが言えると思います。つまり、アリストテレスの『政治学』も孔子の『論語』も、ともに優れた点や欠点を内包しつつ、いずれも紛れもなく人類文化の遺産なのであります。二一世紀を迎える今日の世界において、誰れであろうとアリストテレスの政治学と孔子の論語に優劣をつけることはできません。

本日お話をするのは、東洋と西洋の比較ではありません。李恒寧博士が「法の歴史的風土性」に基づいて示された「東方社会」に包括される日本、韓国、中国の法文化圏についてです。そこで異なった歴史と伝統をもつ民族がもっている多様な人権感覚や人権意識を中心に、それぞれが相対する法文化を作り上げていること、⁽⁴⁾その特色をあげて、それがどのように評価できるのか、課題はなにか、このような問題についてお話ししたいと思います。

註

- (1) 李恒寧著、鈴木敬夫訳『法哲学概論』I、II、(一九九〇年、一九九二年、成文堂)
- (2) ドイツの法哲学者ラートブルッフ(G. Radbruch)は次のように述べている。「あらゆる法思想は、それが育んだ《歴史的風土性》の特徴を必然的に担っており、大抵ははじめから意識はしていないが、歴史的に可能なものの限界内に閉じ込められ、またこの意味において事物の本性に拘束されている」と。ラートブルッフ著作集4・『実定法と自然法』(Vorschule der Rechtsphilosophie, 1947. 法哲学入門、一九七四年、東京大学出版会) 四九頁。
- (3) この点を指摘し、人権思想の源を儒教に求める優れた論文(中国語)がみられる。杜鋼建「中国古代儒学における人権思想」『人権新論』(一九九三年、中国青年出版社) 二五三頁。この論文は、鈴木敬夫編訳『中国の人権思想と相対主義』(一

九九七年、成文堂）一九八頁以下。『孟子』上、梁惠王章句上。小林勝人訳註（岩波書店）四二頁。また『禮記・檀記』にも「孔子謂為趨靈者善、謂為備者不仁、殆用於人乎」「孔子いわく、趨靈する者は善く、備を為す者は仁無きものなり、十中八九人用いるべしや」と。同『人権新論』（前掲）二五三頁、拙訳書同頁。

(4) 人権と法に関する文化相対主義について、深田三徳「人種の普遍性をめぐる諸問題（二）——文化相対主義と発展段階論などについて——」『同志社法学』第四八巻第六号（一九九七年）五頁以下を参照。

Ⅱ 日本人の人権……あまりにも日本民族中心的な一〇〇年

まず最初に、日本の法文化と人権観についてお話します。今日の平和主義と個人の尊重を掲げる現行憲法と人権観については、諸外国のものと比較しましても優れたものであると思っております。ただ憲法第九条の「戦争の放棄条項」は、日本に侵略された近隣諸国からみればきわめて当然な内容に過ぎませんが、それを日本人が「世界に冠たる平和条項」などと言って、自ら担ぎあげるのはいかがでしょうか。とくに、近代・現代に日本民族による植民地での法律による異民族支配、すなわち植民地統治法による人権侵害はきわめて多くの犠牲をともなっただけに、わたくしどもは正しい歴史認識の下で、この一〇〇年間の史実を直視する必要があります。近代・現代の東アジアにおける日本民族の人権観を回顧しますと、それがあまりにもエノスセントリズム（自己文化中心主義）であったと言わざるをえません。その一例として、日本に古くから伝わる英雄伝説の一つ桃太郎の物語がどのように変容していったか、を指摘したいと思います。

(1) おとぎばなし『桃太郎』が指さす彼方

おとぎばなしの桃から生まれた『桃太郎』は、成長して悪い鬼退治に出かけ、鬼を征伐して宝物を奪いとつて郷里に帰り、出世するというのが物語のあらすじですが、これだけですと勸善懲惡的な行為として描かれております。ところが、時代が下るにつれ、とくに明治時代からは、この物語の内容が変化してきます。つまり政治的な色合いが濃厚になってまいります。

一八九四年(明治二七年)に出版された『日本昔噺』という小学校の教材では、このように描かれております。桃太郎が鬼征伐にさいして、育ての親であるお爺さんに対して、「元来、此日本東北の方に、海原遙かに隔てた処に鬼の住む島が御座ります。其鬼心邪(よこしま)にして、我皇神(おおかみ)の皇化(おおしへ)に従わず、……世にも憎き奴に御座りますれば、私口今より出陣致し、彼奴を一挫(ひじき)に取り抑え、貯え置ける宝の数々、残らず奪取て立ち帰る所存……」⁽¹⁾と云うと、お爺さんは「鬼め退治して禍い除き、皇国(みくに)の安泰(やすき)を計るがよい」と送り出しております。

桃太郎が指さす東北の海の彼方には朝鮮半島や中国大陸があり、そして住んでいる朝鮮人や中国人を鬼に準えらるとすると、これはすでにおとぎ話の域をこえた、極めて政治的な意図がこめられていると言えるでしょう。そして、現実⁽²⁾にこの変容した物語を学校教育の現場はもとより、機会ある毎になんども子供に読んで聞かせたわけですから、いわゆる「大陸侵略」などは、日本男児にとって、それは英雄になるための一つのプロセスに過ぎず、それが略奪行為であるという意識はおよそ育まれなかつたのです。このような変容された「おとぎばなし『桃太郎』」が、日本民族の植民地主義の形成に与えた影響は、はかり知れないものがあると思ひます。

(2) 植民地台湾における『匪徒刑罰令』

桃太郎の物語を変容し、積極的に皇神の「皇化」(おおしえ)に従わない鬼退治を勧めた頃、ちょうど一八九五年(明治二八年)に、日本は中国との間で《日清戦争》を開始し、戦勝国となった日本は強引に台湾の割譲を要求して、台湾の植民地支配を始めました。そして厳しい治安法、すなわち「台湾人民軍事犯処分例」(一八九五年発布)、「台湾総督府臨時法院条例」(一八九六年発布)、「匪徒刑罰令」(一八九八年発布)などを実施して、植民地統治を進めました。「匪徒刑罰令」第一条は、つぎのような条項であります。すなわち

何等ノ目的ヲ問ハス暴行又ハ脅迫ヲ以テ其目的ヲ達スル為メ多衆結合スル匪徒ノ罪ト為シ左ノ區別ニ従テ處断ス

一、首魁及教唆者ハ死刑ニ処ス

二、謀議ニ参与シ又ハ指揮ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス

三、附和随従シ又ハ雜役ニ従シタル者ハ有期徒刑又ハ重懲役ニ処ス

と定め、「何等の目的問わず」という開かれた犯罪構成要件の下に、大衆が結合している状態さえあれば、その状態をもって罪過とみなして死刑に処すことのできる、極めて過酷な治安法でありました。

今年(一九四五年)はちょうど「匪徒刑罰令」発布されて以来一〇〇年目に当たりますが、この治安法は一九四五年に台湾が解放されるまで、徹底して抗日運動家や政治犯を取り締まった悪名高い特別刑法であります。⁽³⁾記録によれば、日本は戦闘行為やこれらの治安法を駆使して、一八九八年から一九〇二年までの五年間に、植民地支配に抵抗した「土匪」を一、九五〇人を斃殺しました。このうち「判決による処刑者」の数は二、九九九人と記されております。⁽⁴⁾とくに抗日闘争の一つ《西来庵事件》(一九一五年)では、一四二三人を起訴し、八六六人に死刑判決を下しております。⁽⁵⁾今日からすれば、これらは裁判という名の虐殺であろうかと思えます。

こうした日本の台湾植民地支配に関する刑事司法裁判の記録が、今日、台湾中部の南投市にある「台湾省文献委員会」に保存されております。その判決謄本のすべてがマイクロフィルムになっておりますが、その膨大な数の死刑判決を閲覧するにつけ、支配者が一方的に立法した植民地統治法を強要し、民族の尊厳をかけて抵抗する人びとが処刑された事実と、それを肯定した近代日本の司法制度、本国から派遣された裁判官の人権感覚にはただ啞然とするばかりであります。⁽⁶⁾

(3) マイノリティへの同化の強要

1. 「北海道旧土人保護法」下のアイヌ民族

植民地における日本人の人権感覚は、当時の国内では、とくに北海道のアイヌ民族に向けられました。一八七一年に北海道開拓使庁ができ、先住民のアイヌ民族に対して積極的な同化政策がとられ、その固有な文化は衰退させられました。そのきっかけとなった法律が、ちょうど今から一〇〇年前に制定された「北海道旧土人保護法」という法律です。この法律は「保護」という名の同化を推し進めました。同化は内地の植民地とする《内国化》でもありました。⁽⁷⁾ 北海道のアイヌ民族は「旧土人」として扱われ、保護とは名ばかりで、彼らは経済的にも社会的にも大変な抑圧と排除を受け、狩猟や漁撈の自由を奪われ、苦しい生活を強いられたのであります。⁽⁸⁾ さらに「旧土人児童教規程」(一九〇一年)が制定されますと、徹底した差別教育、すなわち《別学》の教育が始まりました。⁽⁹⁾ そしてアイヌ語を交えた教育が禁止されましたので、文字を持たないアイヌ民族にとって、アイヌ語による口伝で育まれてきた文化が、致命的な打撃を受けることになりました。わたくしを含め、こうしたアイヌ民族の苦しみを理解できずに一〇〇年が過ぎたのであります。この歴史は、まぎれもなくマジョリティが先住民であるマイノリティに同化を強要した歴史と言えます

るでしよう。⁽¹⁰⁾

お手元の資料に「アイヌ文化振興法が成立・真の共生へ問われる今後」という新聞記事⁽¹¹⁾をごらん下さい。一九九四年にアイヌ文化博物館（北海道平取町）の館長であった萱野茂さんが国会議員になったことや、「世界の先住民の国際一〇年」が宣言されたことなどがきっかけとなって、一九九七年に「アイヌ文化振興法」が成立しました。立法目的は「アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与すること」（第一条）であります。こうしてアイヌ語の継承などアイヌの伝統および文化の普及と啓発を掲げた日本最初の《民族法》⁽¹²⁾が制定されました。

2. アイヌ民族の文化享有権

……「二風谷ダム訴訟」勝訴の意義……

さて、アイヌ民族の文化を守り、これを継承しようとする法律ができたのは、九七年の五月でした。しかし、これより三カ月前に、素晴らしい判決が札幌地方裁判所から出ております。すなわち「二風谷ダム訴訟」での勝訴判決です。北海道の日高山脈のふもとに、アイヌ民族が住んでいる二風谷という地域があります。この谷間には、日高山脈から太平洋に向かって流れる沙流川があります。この川は鮭が産卵に遡上する美しい川ですが、北海道はこれをせき止めてダムを作り始めました。ところが、ダムで水没する場所は、アイヌ民族の聖地であるばかりではなく、自然環境の保全、生態系の回復という点からも失ってはならない場所でありましたので、当然に地元から反対の運動が起きました。そこに住んでいるアイヌの人びとは、アイヌ民族の生活と文化を破壊するこのダムの建設の違法性を訴えて強固に反対しました。しかし、とうとうダムは出来上がってしまいました。

しかし、その後もダム建設に係る収用裁決は疑問視され、その違法性を訴えた裁判は継続されておりました。つい

に九七年二月になって、札幌地方裁判所はアイヌ民族が民族固有の文化をもっていることを認める判決を下しました。判決はアイヌ民族の「文化享有権」を認め、つぎのように述べています。「少数民族にとって民族固有の文化は、多数民族に同化せず、その民族性を維持する本質的なものであるから、その民族に属する個人にとって、民族固有の文化を享有する権利は、自己の人格的生存に必要な権利といえる重要なもの」である、と。さらに判決は、アイヌを先住民族と認めて「一地域に多数民族が支配を及ぼす以前から少数民族が居住し、民族固有の文化をもっている場合には、その先住民族の文化に配慮しなければならず、ダムを建設するなど公共の利益のために先住民族の文化や価値について譲歩を求めるような場合には、歴史的経緯に対する反省の意を込めて、最大限に配慮する必要がある。しかし、このダムはこうした文化や価値に対して不当に軽視、あるいは無視して作られたものであるから違法である」と判示しました。この判決は控訴されませんでしたので確定しました⁽¹³⁾

「二風谷ダム訴訟」勝訴判決で、日本の国の機関として初めてアイヌを先住民族として認め、その民族に属する個人の文化享有権を国際人権規約と憲法によって承認したことは、きわめて画期的です。この判決が「アイヌ文化振興法」の制定とあいまって、アイヌの人びとの民族としての誇りを尊重し、アイヌ文化を世界が共有すべき民族文化の一つとして掲げたことは、従来あまりにも狭かった日本のエスノセントリズムにとって、一歩前進と言えるでしょう。

註

(1) とくに日本の近代・現代に、おとぎばなし『桃太郎』が与えた影響については、滑川道夫著『桃太郎像の変容』(一九八一年、東京書籍)に詳しい。

(2) また、桃太郎の鬼征伐がいわれなき略奪行為であったことを明らかにした論考、長尾龍一著『法哲学入門』(一九八二年、日本評論社)三八頁以下参照。

- (3) 植民地台湾における「匪徒刑罰令」の性格については、鈴木敬夫「人道に対する犯罪……戦前五〇年・日本植民地統治法小考」『札幌学院法学』第二二巻第二号（一九九六年）五頁以下。
- (4) 『現代史資料』一一一・台湾 I（一九七二年、みすず書房）解説、三一頁。台湾総督府警務局によれば、明治二九年（一八九六年）から大正四年（一九一五年）に至る「匪徒刑罰令違反者数」は、実に死刑者四、二三八人、無期懲役六九三人、一〇年以上の有期懲役者六〇〇人、五年以上の有期懲役者八七一人、五年未満の者七一人、計六、四二四人である。すべて日本民族の植民地支配に対して抵抗したいわれなき犠牲者であるといえよう。台湾省警務局編『台湾総督府警察沿革』IV（復刻版、一九八六年、緑蔭書房）、領台以後の治安状況（下巻）二六四～二六五頁。
- (5) 台湾省文献委員会編『台湾省通志稿』第九巻、革命志抗日編（民国四三年）九九頁、『現代史資料』一一一・台湾 I（前掲）五二頁以下。
- (6) 「匪徒刑罰令」下の抗日運動については、許世楷著『日本統治下の台湾……抵抗と弾圧』（一九七二年、東京大学出版会）、若林正文著『台湾抗日運動史研究』（一九八三年、研文出版）などがある。
- (7) さらに外地といわれた北海道の内国化は、アイヌ社会の解体に結びついたとする考察、田村貞雄「内地植民地としての北海道」岩波講座『近代日本と植民地』一、（一九九二年）八七頁以下。
- (8) 山島正男著『琉球王国と蝦夷地』冲国大ブックレット No. 3（一九九八年、冲縄国際大学）三三頁以下に詳しい。
- (9) 具体的には、一般の児童と差別し「土塀で仕切って」、「旧土児童教室の悪臭の透入するのを防ぐべし」と通達される一方で、教室でのアイヌ語使用が禁止された。小川正人著『近代アイヌ教育制度史研究』（一九九七年、北海道大学図書刊行会）一三九頁、一四六頁など参照。
- (10) とくにこの点については、曾和信一著『人権問題と多文化社会……自立と共生の視点から』（一九九六年、明石書店）二二頁以下が参考になる。
- (11) 『朝日新聞』一九九七年五月九日付（藤原千枝子・佐々木健）
- (12) この法律の正式な名称は「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及および啓発に関する法律」である。しかし新法の制定にさいして、アイヌ民族の先住性は付帯決議されるにとどまった。新法には多くの解説書があるが、重要

なものに「北海道旧土人保護法」から新法に至る経緯に関する諸論文と資料を収録した《萱野茂アイヌ文化講座》『アイヌ語が国会に響く』（一九七九年、草風館）がよい。

(13) 「二風谷訴訟」判決について、常本照樹「アイヌ新法の意義と先住民族の権利」『法律時報』第六九卷第二号（一九九七年）二頁以下参照。

Ⅱ. 韓国の良心的抵抗

つぎは韓国における人権観です。植民地支配下におけるこの民族の人権観に学ぶべき点がみられます。そこで本日は、韓民族の良心的抵抗を中心に述べたいと思います。韓国が儒教という伝統文化を基礎にした文化を育んでいることはよく知られているのですが、じつはその文化の特色が良心を大切に、良心の自由や良心的抵抗権の主張が漲っていることについて、あまり指摘されません。一方、韓国では四人に一人がキリスト教徒といわれています。伝統儒教の《仁》とキリスト教の《博愛》が結びついた民族的良心の自由の訴えが、韓国の人権観の特色の一つであり、その良心的主張とその強靱さには、日本人の想像をはるかに超えているのがみられます。

(1) 憲法前文にみる「三・一独立宣言」の精神

『桃太郎』が指さす彼方にあったのが朝鮮半島、すなわち韓国です。韓国は日本によって一九一〇年から三六年のあいだ植民地支配を受けました。この不幸な時代に、民族の尊厳を訴える精神、抵抗の精神が育まれましたと言っても過言ではないと思います。そして韓国史上もっとも代表的な抗日運動は、一九一九に起きた「三・一独立運動」⁽¹⁾であります。この独立運動の精神は、常に韓国憲法の前文の冒頭に掲げられ、国民の継承すべき法の精神にまで高めら

れております。すなわち「悠久なる民族史、輝かしい文化ならびに平和愛護の伝統を誇る大韓民国は、三・一運動の崇高な独立精神を継承して」（一九八〇年憲法）、「悠久なる歴史と伝統に輝くわが大韓民国は、三・一運動に基づいて建立された大韓民国臨時政府の法統を……継承して」（一九八七年憲法）などと掲げられているのであります。このことをみても、いかに韓国にとって三・一独立運動の精神が大切なものであるかがよくわかります。

日本は韓国を併合した後、「武断政治」とよばれる過酷な植民地支配を行いました。ついに一九一九年の三月一日、韓国全土で抗日運動が勃発しました。そして三・一独立運動と同時に「独立宣言」が発表されましたが、今日、この宣言文は教科書や公園などに広く掲示され、国民の心の支えになっております。宣言文で重要なことは、なんども「良心」が出てくる点です。宣言は「良心は我らと共にあり、真理は我らとともに進む」と述べて、「人類の良心」、「民族の良心」、「時代の良心」などと、この挙族運動がまさに良心に基づく抵抗運動であることを示しております。はたしてこの良心的抵抗の精神はどこからくるのでしょうか。わたくしどもはこの点に注意する必要があります。わたくしは韓国の伝統精神、つまり儒教の精神と深い関係があるように思います。

よく知られているように、儒教には「易姓革命」という君主に対する抵抗の思想があります。⁽²⁾ 孟子は「仁義王道論」は、君主は民を仁愛をもって慈しみ、民は真の忠義をもって君主に仕えることが前提になっております。もし、君主が王道による仁政を執らず民衆の意志を無視して暴政や虐政を行ない、民心がこれを許さない場合には、当然に天はその暴君を放逐して他の者に換え、時にはこの者を殺害することすらあり得ることを教えております。従って植民地支配者が民への仁愛を忘れ、暴虐な政治を行なった場合には、被支配者の忠義の心は支配者に対する抵抗となって現れるのであります。つまり君主に対する忠義ではなく、天に従う忠義、言葉を代えますと天賦自然の自己の良心に背かないという信念の下に、自己の良心に従うという《仁心》⁽³⁾ が生まれ、それが抵抗させるのであります。三・一

独立運動の宣言文にみられる抵抗の精神は、韓国伝統思想に則して植民地支配者を打倒しようとする良心の発露であったとも説明できるように思います。このようにみてまいりますと、韓国憲法にいう「三・一運動の崇高な独立精神を継承して」という言葉は、良心に支えられた抗日精神を継承することを意味していると思われる。

ただ、日本では儒教を継承するさい「易姓革命」という抵抗思想は排除されました。君主に忠義を尽くすことだけが強調され、それが個人が自己を犠牲にして国家のために尽くす精神として尊ばれました。むしろ「易姓革命」という良心的な抵抗を日本の儒教思想から取り除くことによって、帝国主義的、軍国主義的国家体制を形成していったとも考えられます。とくに《忠君愛国》という思想は、戦時期日本において、治安維持法の「国体」概念と表裏一体となって、国民に多くの犠牲を強いる思想であったのであります。日本では国に忠であることが、韓国では良心に忠であるという違い、日本と韓国の儒教観のこの大きな相違を指摘しておきたいと思えます。

(2) 治安維持法下の尹東柱の詩集『風と空と星と詩』

つぎに、抗日の精神を詩で表した民族的詩人尹東柱(ユンドンジュ)の代表的作品をまず紹介したいと思います。お手元のレジユメに載せた「風と空と星と詩」がそれです。もちろん原文はハングルです。

詩 序

死ぬ日まで空を仰ぎ

一点の恥辱(はじ)なきことを、

葉あいにそよぐ風にも

わたしは心を痛んだ。

星をうたう心で

生きとし生けるものをいとおしまねば、

そしてわたしに与えられた道を

歩みゆかねば。

今宵も星が風に吹き晒らされる⁽⁴⁾。

本日、申し上げたいことは、このような詩を作った若い詩人が、日本戦時下で治安維持法の犠牲になって獄死したということ。キリスト教徒の家庭で生まれた彼は、ソウルの延世大学の（当時は延禧専門学校と言いました）文科を卒業後日本に渡り同志社大学で英文学を学んでおりましたが、日本の植民地政策、とくに朝鮮教育令などによるハングルの使用禁止と日本語の強要に民族文化の危機を感じ、これを擁護する活動に参加しました。活動と言っても、このハングルを学習することを通じて朝鮮文化を研究しようと読書会にかけた程度なのですが、それが当時の治安維持法の取締の対象となり、逮捕されて、京都地方裁判所で懲役二年の判決を受け、福岡刑務所に送られ、そこで獄死しました。一九四五年二月、日本敗戦の半年前で、まだ二七歳の若さでした。

戦前のさまざまな法律のうちで、もっとも厳しい法律に数えられるのがこの治安維持法です。治安維持法の第一条は「国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社を組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務従事シタル者ハ死刑又ハ無期懲役若シクハ七年以上ノ懲役ニ処シ、情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス」（一九四一年、治安維持法中改正法律、法律第五四号）と定めております。そ

して「目的遂行の爲にする行為を爲したる者」という悪名高い「目的遂行行為者処罰規定」という極めて包括的な開かれた犯罪構成要件を備えておりました。⁽⁵⁾したがって、ハンダールなどの学習や研究会の開催は「国體を变革する目的」に沿う行為であり、まさにそうした読書会に参加した者は、結社の目的遂行のためにする行為を爲した者にほかならず、処罰の対象になったのであります。一九三六年当時、すでに植民地下朝鮮では、「朝鮮思想犯保護觀察令」(制令第一六号)や「朝鮮不穩文書臨時取締令」(制令第一三三号)など民族獨立運動を弾圧する諸法律が施行され、さらに治安維持法を犯した者で刑の執行が終わった者を再犯の虞れがあるとして拘束できる「朝鮮思想犯予防拘禁令」(一九四一年、制令第八号)も施行しておりましたので、日本での尹東柱など留學生の行動に対する厳しい取り締まりは予測されておりました。

尹東柱の行動は、まさにキリスト者の博愛主義や人權思想にもとづく良心的抵抗の証であつたとも言えます。最初に掲げた尹東柱が遺した詩「死ぬ日まで空を仰ぎ、一点の恥辱なきことを……、生きとし生けるものをいとおしまねば、そしてわたしに与えられた道を歩みゆかねば」と言う一節は、良心的抵抗の詩人の獄死にいたる反骨の精神をよく表しており、読む人の心を打ち、人間の生き方を教えてくれます。

尹東柱が日本に留学した年は一九四二年です。じつはこの年の一〇月に、朝鮮では有名な「朝鮮語学会事件」が起きております。この事件は、李克魯などこの国を代表する学者たちが、失われていく母国語ハンダールの事典を編纂するため朝鮮語学会を組織したという理由で逮捕されました。彼らの次のような言動が治安維持法違反の罪に問われたものです。李克魯たちは、朝鮮の學生に対して「朝鮮人として朝鮮語を知らざるは朝鮮人としての自覺を失い、朝鮮民族の存在を忘却するに至るものなるか、朝鮮語の發達は朝鮮民族の發展に至大の關係を有するものにして、朝鮮語の衰頹は朝鮮民族の滅亡を意味するものなるに依り、諸氏は朝鮮語を研究して朝鮮の發達を圖らざるべからざる」と

説いたのです。これが朝鮮民族独立の目的をもって、その「目的タル事項ノ実行ヲ扇動ヲナシ」(第五条)たものとされ、逮捕される理由になりました。⁽⁶⁾

「朝鮮語学会事件」は朝鮮総督府下の高等法院で裁かれましたが、わたくしは、つぎに治安維持法に迎合した日本の最高裁判所(当時は大審院と呼んだのですが)の判例も紹介しておきたいと思えます。被告人の朝鮮青年が、他の被検挙者とともに、朝鮮を独立させる当面の運動として、朝鮮民族の文化を向上させ、同志を団結強化して広範囲な民族運動を展開し、朝鮮青年に対して夜学を開設して、朝鮮語及び朝鮮の歴史を教授するなどして、朝鮮大衆の民族意識を昂揚に努めるべきことを、数回にわたり協議した事実が、治安維持法第五条に違反するとして裁かれたもので⁽⁷⁾す。これが日本司法の最高に位する裁判所の判決であることを考えると、最高裁判所の判断に従う当時の下級審判決のすべては、被支配民族の尊厳や人間としての価値をおよそ顧みることなく違反者を処罰したものだと思われまます。そこには法律の解釈と適用の本質を忘れ、人権感覚を喪失した者が裁判に携わり、そして彼らは「法の番人」と言うよりはむしろ治安維持法にいう「《国体》の番人」に過ぎず、意識的に謂れない者を処罰するという「人道に対する犯罪」を犯したと云うことができるでしょう。⁽⁸⁾

註

(1) 三・一独立運動の意義については、朴慶植著『朝鮮三・一独立運動』(平凡社、一九七六年)、とくに八七頁、この運動が挙族的な抗日闘争の一環であったことについて、趙芝薰著『韓民族運動史』(高麗書林、一九七五年)一一五頁など。

(2) 杜鋼建は儒教における抵抗権思想を明らかにして、君子の位を他の者に換えることや、暴君を放逐する行為は、積極的な抵抗であるとする。すなわち、孟子は言う。『君有大過則諫、反復之而不听、則易位。』「君に大過あらば則ち諫め、之を反復して聴かざれば則ち位を換[易]ふ」と。(『孟子』萬章章句下)さらに、もっとも強固な抵抗は暴君や独夫を誅弑するこ

とであるとして、孟子の主張を掲げている。「賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘。殘賊之人、謂之一夫。聞誅一夫紂矣、未聞弑君也。」仁を賊う者之を「賊」と謂い、義を賊う者之を「殘」と謂う、「賊」「殘」なるのは、「一夫」と謂う。一夫紂を誅せるを聞けるも、未「其の」君を弑せるを聞かざるなり」と。(『孟子』梁惠王章句下) こうした孟子の「易姓革命」については、杜鋼建「中国古代儒学における人権思想」、鈴木敬夫編訳『中国の人権論と相對主義』(前掲)二〇九頁以下参照。韓国の論文として、沈在宇「抵抗権」『北大法学論集』第四四卷第六号(一九九三年)四五七頁以下(鈴木敬夫訳)。

(3) 孟子よつて「良心」が説かれ、その真意は「仁心」であることを明らかにした論文として、杜鋼建「良心意識の新たな構造と良心的自由の保障……良心的自由の新仁学思想」『札幌学院法学』第一三卷第二号(一九九七年)二七五頁以下(鈴木敬夫訳)。

(4) 尹東柱の人と思想については、伊吹郷「時代の朝を待つ……尹東柱の留学から獄死まで」、尹東柱全詩集『空と風と星と詩』伊吹郷訳(一九九五年、影書房)一五頁、二五五頁以下参照。キリスト教徒で自己の良心的抵抗権を貫徹した者に安重根(アンジュンクン)がいる。義士と崇められる安重根は「見利思義見危授命」など多くの書を遺し、彼が「四書五經」に習熟していたことを示している。安重根の人と思想の全体像については、韓碩青著『安重根』第一部・第二部、金容權訳(一九九七年、作品社)他がある。

(5) 治安維持法に「目的遂行行為処罰規定」を導入した経緯などについては、鈴木敬夫著『朝鮮植民地統治法の研究……治安法下の皇民化教育』(一九八九年、北海道大学図書刊行会)一四一頁以下。

(6) 「朝鮮語学会事件」と民族文化の否認について、鈴木敬夫著『朝鮮植民地統治法の研究』(前掲)二六六頁以下。

(7) 判決はつぎのように判示している。「抑々、大日本帝國は、萬世一系の天皇君臨し、統治権を総攬し給ふことを以て其の國体と為すものにして、改正治安維持法(昭和十六年二月十日法律第五四号)第一條二所謂國体ノ意義も亦同一に解すべきこと(昭和四年(レ)第三八九号同年五月三十一日当院判決參照)寔に所論の如くなれども、同法條に所謂國体を變革することを目的とすとは、畏くも天皇が統治権を総攬し給ふ事實に變更を加へ奉ることを目的とする一切の場合を汎稱し、苟も其の統治権を総攬し給ふ事實に變更を加へ奉ることを目的とするものなる以上、毎に國体を変更することを目的とするものと為すに足り、其の全面的變更を企圖する場合なると、部分的變更を企圖する場合なると、事物に關する場合なると、將又

領域に關する場合なると必しも問ふことを要せざるものとす。果して然らば一領域をして天皇統治権の支配下より離脱せしめ獨立國家を建設せんことを劃策するか如きは事固より、全面的に天皇政治を否定せんとするものに非ずと雖、少くとも其の領域に於ける統治権を排斥し、其の範圍若は内容を截断滅殺せんとするものにして、右に所謂國體を變更することを目的とする場合に該当すと為すべきは勿論なりと言ふべし。従つて、本件に於て、被告人が朝鮮をして天皇統治権の支配下より離脱せしめ、獨立國家を建設せんことを決意し、其の目的達成の爲運動方法を協議し、若しくは民族意識の培養昂揚に努力する等の行為を爲したること原判示の如くなる以上、是即前記法条に所謂國體を變革することの目的を以て其の目的たる事項の實行に關し協議を爲し、其の他右の目的遂行の爲にする行為を爲したるものに外ならざるが故に、其の行為は之を改正治安維持法第五條に問擬すべき犯罪と認むべきは當然にして、暴動を本件とする刑法第七七條規定の内亂罪として論ずべきものには非ず。従つて原審が判示事實に対し、判示の如き擬律をるは相当と云ふべく、其の間所論の如き違法あるものと爲すを得ざるを以て論旨は理由なし。(其の他の上告論旨及判決理由は之を省略す)。(昭和一八年(れ)第六五一号、同九月一日第二刑事部判決、棄却。『大審院刑事判決集』第二二卷(昭和一八年)一九四三年、一四一頁以下。)この判決文の間には、日本が行つた朝鮮植民地統治の目的やその性格がどのようなものであつたかが、如実に記されている。とくに台湾や朝鮮における総督府下の高等法院、覆審法院、地方法院等の判例とは異なり、日本内地における司法部最高の裁判所による判例であるだけに、当時における帝国主義的な司法部の被支配民族に対する価値観(判断内容)が最もよく示されていると言えよう。

(8) このような「治安維持法」は典型的な「実定法の不法」(gesetzliches Unrecht)であり、これを適用して下された判決は、裁判の名の下に行つた「人道に対する犯罪」(Verbrechen gegen die Menschlichkeit)であると言えよう。鈴木敬夫「人道に対する犯罪……戦前五〇年・日本植民地統治法小考」『札幌学院法学』第一二卷第二号(前掲)一七頁以下参照。

IV. 中国の超個人主義と人権

最後に、中国の人権観について考えたいと思います。中国の法律専門書によりますと、中国法とは「中国的特色を

もった社会主義法」であると記されております。また中国憲法の《前文》には、「四つの基本原則」が掲げられておりました。この原則のもつ超個人主義的な国家観が中国法を解釈し適用する場合の基準になるのですが、本日は、四原則が中国共産党によって絶対不動なものとされることによって生ずる一、二の問題点を指摘したいと思います。今日、中国の人びと人権観は、一口に言えば、中国的特色をもった社会主義の絶対性に対する抵抗思想であります。それはまた現下に推進されている改革・開放における真の思想の解放の訴え、表現の自由の保障を求める主張以外のなものでもありません。

それでは中国の人権問題の一つの側面について、まず《死緩刑》と呼ばれている「執行猶予二年つき死刑判決」について取りあげます。ついで台湾と大陸で実施されている「死刑囚から臓器を移植することを可とする法律」について、若干その問題点を指摘したいと思います。

(1) 「死緩刑」、執行猶予二年つき死刑判決の意味

昔から中国には二つの万里の長城があると言われております。まず長さが六〇〇〇kmにも及ぶ長城は、外敵から漢民族を守るために建造されたものであることは言うまでもありません。しかし、もう一つの長城は、秦始皇帝以来の皇帝を中心とした独裁支配を維持するための精神的な長城です。この精神的長城は、外に対しては、中国および中華民族が何等かの意味で世界の中心的存在であると主張し、内に対しては、個人より全体を重視し、個に対して超個人的な統一に価値を求める考え方です。⁽¹⁾とくに精神的長城のもつ二重構造は、中国のエスノセントリズムないし中華ナシヨナリズムを育み、その民族的自負心は、一二億五、〇〇〇万の人口、五〇種にも及ぶ少数民族をもつ一大文化圏を築き上げております。

中国が憲法前文に「四つの基本原則」、つまり「現代化の四原則」とも言ったりしますが、これを掲げて経済改革を進めていることはご承知のことと思います。「四つの基本原則」とは、「中国の特色をもった社会主義法体制」の柱とされる思想です。一、社会主義の道の堅持、二、人民民主主義独裁の堅持、三、中国共産党による指導、四、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の堅持 がそれであります。(八二年憲法序言)

この「四つの原則」を諸政策で踏襲しつつ、かつて中国共産党の指導者鄧小平は、欧米の報道陣を前にして、このように言ったのであります。「人権とはどういうものか。どのくらいの数の人権なのか。多数の人権なのか、少数の人権なのか。西側世界の人権と、我われの言う人権とは別なものであり、その観点が異なる」と。⁽²⁾この自信に満ちた人権観こそ、中国の特色を端的に表した人権観であります。それはまた人権白書『中国的人権状況』において示されているように、一二億五、〇〇〇万人に対する衣食住の確保を最優先させる人権観であります。

ところで「中国の特色をもった社会主義法体制」のなかでも、とくに特徴的なのが死刑制度です。日本と比べて大きな特色は、中国では人を殺害しない場合でも死刑に処せられるということです。皆さんもすでに学んでおられるように、日本では刑法第一九九条に「人を殺した者は」と規定されており、この人を「殺した」ということが殺人罪を構成する厳格な要件です。お手元の資料に「環境汚染で死刑判決」という記事がみられます。記事は、中国で化学工場を経営していた者が有毒な廃棄物を未処理のまま大量に河川へ垂れ流したことに對して刑事責任を問ひ、死刑の判決を下したことを報道しております。中国刑法では、死刑に処せられる犯罪類型は多く、例えば密輸、窃盜の常習犯、収賄、誘拐、強制売春、重大な経済事犯罪などを含め、死刑に相当する犯罪類型はおよそ七〇種にもおよびます。⁽³⁾まさに権威刑法なのであります。九七年に刑法が改正されましたが、改正される以前は「反革命罪」という犯罪類型がありました。よく知られた「四人組事件」では、毛沢東夫人青江がこの反革命罪を犯したという理由で死刑判決を受

けております。

この国の刑法では、死刑判決には「即時執行」と「執行延期二年」の二つがあります。とくに毛沢東が創設した《死緩刑》といわれる「執行猶予二年つき死刑判決」（刑法第五〇条）は、特殊に中国的な刑罰と言っても過言ではありません。《死緩刑》は、まず犯罪者に二年間の執行延期を付した死刑判決を言い渡し、その後二年の間に「労働改造」を施すというものです。「労働改造」とは強制労働と政治教育が施されることを意味しますが、この「労働改造」に処した後に、死刑囚の情状をみきわめて、もし改悛しなければ死刑執行、改悛した場合は無期懲役に減刑し、改悛後の態度いかんによって、さらに一五年以上二〇年以下の有期懲役が決定されるというものであります。（刑事訴訟法第二一〇条二項）また政治教育とは、「四つの基本原則」など「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」による囚人への思想教育を指しております。被改造者に対して死の恐怖の下で改悛を迫る、思想の転向を強要するものと言われております。⁽⁴⁾

この「労働改造」は刑事罰です。しかし中国には、これとは異なる行政的強制措置として人身の自由を制限できる行政罰、つまり「労働矯正」があります。「労働矯正」は「治安管理処罰条例」（一九九四年改正）や「行政処罰法」（一九九六年公布）によって、時には刑事罰以上の効果を上げ、治安の維持を図ることができる、とすら言われております。⁽⁵⁾

一九八九年六月四日の「天安門事件」では、事件に関係した多くの者が検挙されましたが、その者たちの消息が今もって不明です。しかしその後、アムネスティ・インターナショナルの調査によって、少なくとも五人が「反革命破壊活動」を行った罪で《死緩刑》に処せられ、北京の刑務所に投獄されていることが明らかになりました。⁽⁶⁾そして「行政拘禁」で投獄された者の数が全中国で一九八九年に九三万人、九〇年に九〇万二、〇〇〇人と報告されている

事実から判断して、天安門事件の被検者の多くが、当時の行政検束制度「收容審査」によって拘禁され、次いで「労働矯正」に処せられたであろうと思われまゝ。

すでにふれた人権白書『中国的人権状況』では、『中国没有政治犯』（中国に政治犯はいない）と断言しております。⁽⁸⁾そして最近の刑法改正で「反革命罪」が削除され、「国家の安全に危害を及ぼす罪」（第一〇二条―第一一三条）へと変更されましたが、一方では「国家安全法」（一九九三年公布）やその「実施細則」（一九九四年公布）が厳然として施行されておりますので、これらの治安法がもっている開かれた犯罪構成要件に照らして、今後も中国では政治犯ないし思想犯が発生するおそれがあることを指摘しなければなりません。⁽⁹⁾

(2) 死刑囚からの臓器移植

お手元の資料、新聞記事「死刑囚二人から臓器移植……命救えるに共感し提供、自由な意志に疑問の声も」⁽¹⁰⁾をらんくください。これは台湾の脳死移植を認める「人体器官移植条例」（一九八七年制定）の適用状況を伝えるものです。同じ年に脳死判定基準や手続きを定める「脳死判断程序」もできました。要するに、台湾ではこれらの法律に従って、まず死刑囚の同意の下に、死刑囚に麻酔をかけ、側頭部から脳幹を銃撃し、直ちに止血処置を施して人口呼吸器を取りつけ、判定基準に従って脳死を宣言した後、死刑囚を患者の待つ移植病院へと運び、臓器を摘出する、と言うものであります。

台湾の法律と同種のものが大陸にもみられます。一九八四年に制定された「死刑囚の屍体あるいは屍体臓器の利用に関する暫定的規定」がそれです。中国人民共和国では臓器移植はよく行われており、臓器の提供源は死刑囚であつて、移植臓器の九〇%以上が死刑囚から摘出したものであると言われております。

それでは中国において、臓器移植の対象となる死刑囚はどのくらいの数になるのでしょうか。つまり、死刑を執行される者の数は何人か、ということですが、この数は中国の極秘事項の一つですので分かりませんが、アムネスティ・インターナショナルの調査で『朝日新聞』に報道されている数では、一九九六年に死刑判決を受けた者は六、一〇〇人で、この内で処刑を執行された者は四、三六七人とされており⁽¹¹⁾ます。この処刑執行数からみて相当の者がドナーとして取り扱われていると思われ⁽¹²⁾ます。九七年の刑事訴訟法の改正で、死刑の執行方法に銃殺だけではなく「注射等の方法」が採用されたことによつて（刑事訴訟法第二二二条二項）、処刑の現場に医師等が関与しやすくなったことも考えられ、改正は死刑囚からの臓器移植を促すことにもなるだろうと思われ⁽¹²⁾ます。

今日、国家が人を殺す行為は人道に反対する、あるいは冤罪の者を処刑する虞れがあるなどの理由から、死刑廃止が説かれている今日の世界的潮流からみて、公然となされる死刑囚からの臓器移植は、およそ想像を超える行為であります。いま死刑制度の存廃議論は別にして、まず何よりも囚われの身にある死刑囚に、臓器摘出を拒否できるだけの意志の自由があるかどうか、すなわち「本人の同意」の真実性が問われなければなりません。まさに真に自由が保障されているという前提で、囚人の自己決定権の有無が問われるべきであります。換言しますと、死刑囚本人の「同意の任意性」が保障されなければならないと思ひます。終始死の恐怖にさらされている受刑者の主体性ないし任意性こそ重要であります。

この点に関して台湾では、臓器提供を申し出る死刑囚は少なくないと言われ、また社会も死刑囚がドナーになることを《義》の行為として受け入れているよう⁽¹³⁾です。儒教における《義》は、人が社会に尽くす、自己に恥じない行為をすること、人として踏み行うべき正しい道、などと理解されております。それゆえ台湾では、移植は死刑囚が自発的に行う「他人の生命を救う」行為であり、死刑囚による去つて行く「社会への贈り物」であると解されているよう

です。

先の「死刑囚の屍体あるいは屍体臓器の利用に関する暫定的規定」によれば、中国では、つぎの三つの条件のうち、いずれか一つに該当すれば「屍体もしくは屍体臓器の利用が可能」であるとしています。その一つは、屍体の受取人がいないか、家族が受取を拒否する場合、二つは、死刑囚があらかじめ屍体の移植等への利用を望んでいる場合、三つは、屍体の利用について家族の同意を得ている場合、です。しかし、実態はどうかと言いますと、そもそも最初から死刑囚やその家族の同意を得る手続きを踏まないケースや、手続きは一応踏むが死刑囚やその家族の拒否を無視するケースが多いと言われております⁽¹⁴⁾。

では、どうして死刑囚や家族の同意を得なければならないのに、これを無視するような事態が頻発するのでしょうか。それは中国の死刑囚の臓器は、死刑が確定した後においては、すでに「国家の医療資源」とみる考え方があるからであります。この死刑囚の臓器を「国家の医療資源」とみる立場こそ、「受刑者を人間としてというよりは国家の財産として扱う公的政策」⁽¹⁵⁾にはかならず、それが「刑務所労働の大量搾取と政府の生命維持に必要な臓器の徴用を許す」立場なのであります⁽¹⁵⁾。このように死刑囚の主体性を無視して、国家目的を実現する「手段」として臓器を摘出するという考え方は、人格的存在である「人間を物として扱う」忌避すべき立場であります。それはまた、国家に生殺与奪の権利を与える超個人主義的な考え方であって、人権上およそ許されるものではありません⁽¹⁶⁾。

註

(1) 「天下としての中国的世界秩序」と中華民族の世界観にふれて、大崎雄二「中国の国民統合と『中華民族』」『アジアの多文化社会と国民国家』(一九九八年、人文書院) 一八四頁。

(2) 鄧小平著『現代中国の基本問題について』中央M・L著作編訳(一九七八年、外文出版社) 二〇一頁。

(3) 辻本衣佐「中華人民共和国における刑事法の改正と死刑」『法学研究論集』第八卷（一九九八年）九八頁。これに比較して台湾（中華民国）では、死刑に相当する罪が絶対、相対を合せ一五七種が規定されている。陳錦稷「従人權看死刑廢除与否的爭議」『新世紀智庫論壇』4（一九九八年十一月）六九頁。

(4) 鈴木敬夫編訳『中国の死刑制度と労働改造』（一九九四年、成文堂）。ここでは『死緩刑』制度に関して中国の代表的な研究者による論評がなされている。確かに九七年の「刑法」の改正および「刑事訴訟法」の改正によって、いずれも旧法第一条に掲げられていた「指導思想」が削除された。しかしこれらの「指導思想」は「憲法前文」に明記されており、今次の改正で重複を避けたに過ぎず、「労働改造」という刑罰制度を存続させる以上、政治教育の指導思想としての役割は失わないであろう。鈴木敬夫「中国における死緩受刑者の主体性と尊厳」『札幌学院法学』第一一卷第二号（一九九五年）六四頁以下参照。

(5) 「行政処罰」制度の概要について、木間正道・鈴木賢・高見澤磨著『現代中国法入門』（一九九八年、有斐閣）一七一頁以下。なお「労働矯正の重罰化」については、田中信行による論考、小口彦太・木間正道・田中信行・國谷知史著『中国法入門』（一九九一年、三省堂）一一〇頁以下を参照されたい。これまで法律上の根拠がないまま運用されて、多くの人權を侵害した行政検束制度「收容審査」について、新刑事訴訟法ではその実質を取り込み長期の勾留が明文化された。（第六二条二項、一二六条、一二八条二項参照）とくに「收容審査」が身柄を拘束し、人身の自由を奪った問題を指摘して、木間正道著『現代中国の法と民主主義』（一九九五年、勁草書房）一七二頁以下に詳しい。

(6) アムネスティ・インターナショナル著『中国の人權……政治的弾圧と人權侵害の実態』（一九九六年、明石書房）一四五頁。

(7) アムネスティ・インターナショナル著『中国の人權……政治的弾圧と人權侵害の実態』（前掲）四二頁参照。

(8) 中国國務院新聞弁公室『中国の人權狀況』（一九九一年、中央文献出版社）二九頁。この点に関しては批判がある。その代表的な立場として、陳興良はいう。中国における「政治犯」について「政治的性格をもった犯罪が、我が国の刑法に存在しており、それは主に反革命罪を指している」とする。さらに彼は、生命刑は立法上制限すべきであり、とくにこれを政治犯に適用することを実質的に削減すべきものと主張する。同著『刑法哲学』（一九九二年、中国政法大学出版社）三七〇頁。

- (9) 「反革命罪」が削除され、これが「国家の安全に危害を及ぼす罪」に名称を変更したとしても、その本質は何等変更されない。なぜなら国務院は広報で「反革命罪とは、国家の安全に危害を及ぼす犯罪を指している」と説明し、同様なものに基づいているからである。『中国的人権状況』（前掲）二九頁。
- (10) 『朝日新聞』一九九一年一月一日。さらに「腎臓供給源は死刑囚」『毎日新聞』一九九三年四月二二日。
- (11) 『朝日新聞』一九九七年八月二六日。処刑数は、一九九一年が一、〇八四人、九二年が一、〇七九人、九三年が一、四一九人、九四年が一、〇五〇人と記されており、全世界の処刑数の八〇%以上を中華人民共和国が占めている。辻本衣佐「中華人民共和国における刑事法の改正と死刑」（前掲）一〇四頁参照。なお辻本衣佐には、アムネスティ・インターナショナルによる中国の死刑執行の実態を明らかにした報告論文を紹介した優れた翻訳論文がある。とくに、「中華人民共和国における死刑」JCCD第四九号（一九八九年）二頁以下、同「中国・抑圧の連続——死刑と反犯罪キャンペーン」JCCD第六六号（一九九三年）二七頁以下、同「中国の死刑——一九九〇年」JCCD第六七号（一九九三年）一六頁以下、同「中国の死刑——一九九一年・薬物と死刑」JCCD第六八号（一九九四年）二〇頁以下等を参照されたい。
- (12) 新刑事訴訟法第二二条二項に定められた「注射等の方法」は、死刑囚からの臓器移植を促進すると説かれる。辻本衣佐「中華人民共和国における刑事法の改正と死刑」（前掲）一〇三頁。
- (13) 『朝日新聞』一九九一年一月一日（前掲）。
- (14) 栗屋剛「中国における死刑囚からの臓器移植」『法律時報』第六八巻九号（一九九六年）二九頁。アムネスティ・インターナショナル著『中国の人権——政治弾圧と人権侵害の実態』（前掲）一五〇頁参照。
- (15) “Grim Commerce in China”, New York Times, Aug. 30, 1994. 栗屋剛「中国における死刑囚からの臓器移植」（前掲）三二頁、註三五から再引用。
- (16) 死刑囚の「人間としての尊厳」を説く、拙稿「中国における死緩受刑者の主体性と尊厳」（前掲）七一頁以下。なお「国際移植学会」、「アジア移植学会」、「日本移植学会」、「世界医師会」等からの強い反対があることについて、辻本衣佐「中国の死刑」『アムネスティ・ニューズレター』第二七二号（一九九六年三月・四月）一五頁、『朝日新聞』九一年一月一日（前掲）、栗屋論文（前掲）三四頁参照。

V. むすび——相對主義——不寛容への挑戦

以上に、東アジアの法文化の多様性について申し上げましたが、いったい何を申し上げたか、という結論をお話して、わたくしの拙い講演を結びたいと思います。

お手元のレジユメの末尾に「相對主義、それは普遍的な寛容である……しかし、不寛容に対してまで寛容であることはできない」と記してあります。これは冒頭にもふれた今世紀の「偉大な法学者」(Grosserechtsdenker)と呼ばれたドイツの法哲学者ラートブルッフ (G. Radbruch) の言葉です。⁽¹⁾ ラートブルッフがナチスの法思想ないし悪法体制を批判したさいに使った言葉です。ご承知のように、ヒトラーはゲルマン民族の優越性を主張し、ユダヤ民族を地球上から抹殺しようとしたわけですが、二〇世紀において、これほどひどい民族の尊厳と文化の相對性を蹂躪した例はありません。ナチスは自己の価値を絶対視し、他の人間のもつ価値観や思想の相對的存在を否定しました。彼らはナチスの法律をもってユダヤ人の生命を奪い、人類にとって普遍的な人権を踏みにじったのであります。

そこで、わたくしどもはナチス・ドイツによる悲劇を人類史上の貴重な経験としてとらえ、個人であれ、民族であれ、国家であれ、自己の人生観や世界観、国家観は、他の人の人生観、世界観、国家観と相對的なもので、決して絶対的なものではないという《寛容さ》を学びたいと思います。そして同時に、ある特定の価値観をもつ者が思い上がって、自己の価値観を絶対視して他の価値観を否認する《不寛容》な立場をとるようであれば、むしろ、そうした不寛容をあいまいにして許す軟弱な態度をとることなく、真に相對して、敢然とその不寛容な価値観に挑戦する厳格な寛容を貫ぬかなければなりません。

顧みますと、日本植民地下の台湾と韓国において用いられた法律は、本質的にみて、立法のはじめから意識的に民

族を差別した不平等な法律であり、ナチスの法律と変わりません。先住民族であるアイヌへ同化を進めた法律にも日本民族の価値観を絶対視する思想が込められていたことは否定できません。超個人主義の中国にあつては、個人の尊重されるべき人生観、世界観、国家観という個人主義の原点が、「四つの基本原則」を掲げる「精神的な長城」の内側に囚われており、また死緩刑や臓器移植に関しても、死刑囚である以前に彼らが人間であるということを忘れ、つまり人間の尊厳と価値を大切にする価値観に至っていないことを指摘しなければなりません。本日は、このような《不寛容》な立場に対して敢然と挑戦する価値相対主義について、拙いお話をいたした次第です。このような相対主義に立脚してこそ、わたくしども日本人は自己の立場についての確信と、アジアの人びとに対する正しい態度を学ぶことができるものと思います。

ご清聴ありがとうございました。

註

(1) ラートブルフ「法哲学における相対主義」尾高朝雄訳 (Der Relativismus in der Rechtsphilosophie, 1934) ラートブルフ著作集4・『実定法と自然法』(一九七四年、東京大学出版会) 九頁―一〇頁。

* これは講演原稿を若干補筆し、註を加えたものである。ただし、韓国における人権観を講述するさいに扱った「同姓同本禁婚制」に対する韓国憲法裁判所決定については、紙幅の都合で省くこととした。また初校の段階で、大沼保昭教授から玉著『人権、国家、文明——普遍主義人権観から文際的人権観へ』(一九九八年十二月、筑摩書房) による御教示を得たが、時間的にこれに学ぶ余裕がなかった。記して感謝の意を表する。